

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に係る意見募集の結果について

令和6年8月30日

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 概要

デジタル庁では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

- 募集期間：令和6年6月17日から7月16日まで（行政手続法に基づく手続）
- 提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

2. お寄せ頂いた御意見

92件

3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

4. その他

医師法（昭和23年法律第201号）等に基づく再教育研修関係、予防接種法（昭和23年法律第68号）関係及び母子保健法（昭和40年法律第141号）関係の一部改正省令については、本日、公布しております。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）関係、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）関係及び児童手当法（昭和46年法律第73号）関係の一部改正省令については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴う整備等政令（仮）と同日（9月中旬頃）の公布を予定しております。